

建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律 省エネ適合性判定等手数料

●省エネ適合性判定に係る審査手数料

(北九州市手数料条例第2条別表第109の3号)

用途	評価方法	評価対象床面積	手数料 (円)	
			省エネ適判申請	計画変更等
一戸建ての住宅		0㎡	5,000	2,500
	仕様基準 (複合建築物)	0㎡を超え 200㎡未満	19,000	9,500
		200㎡以上	20,000	10,000
	仕様・計算併用法	0㎡を超え 200㎡未満	28,000	14,000
		200㎡以上	30,000	15,000
	標準計算法	0㎡を超え 200㎡未満	37,000	18,500
		200㎡以上	42,000	21,000
共同住宅等		0㎡	5,000	2,500
	仕様基準 (複合建築物)	0㎡を超え 300㎡未満	36,000	18,000
		300㎡以上 2,000㎡未満	62,000	31,000
		2,000㎡以上 5,000㎡未満	113,000	56,500
		5,000㎡以上	171,000	85,500
	仕様・計算併用法	0㎡を超え 300㎡未満	56,000	28,000
		300㎡以上 2,000㎡未満	94,000	47,000
		2,000㎡以上 5,000㎡未満	164,000	82,000
		5,000㎡以上	240,000	120,000
	標準計算法	0㎡を超え 300㎡未満	75,000	37,500
		300㎡以上 2,000㎡未満	126,000	63,000
		2,000㎡以上 5,000㎡未満	216,000	108,000
		5,000㎡以上	309,000	154,500
非住宅建築物		0㎡	10,000	5,000
	モデル建物法	0㎡を超え 300㎡未満	95,000	47,500
		300㎡以上 1,000㎡未満	122,000	61,000
		1,000㎡以上 2,000㎡未満	160,000	80,000
		2,000㎡以上 5,000㎡未満	260,000	130,000
		5,000㎡以上 10,000㎡未満	340,000	170,000
		10,000㎡以上 25,000㎡未満	408,000	204,000
		25,000㎡以上	479,000	239,500
	標準入力法	0㎡を超え 300㎡未満	250,000	125,000
		300㎡以上 1,000㎡未満	314,000	157,000
		1,000㎡以上 2,000㎡未満	405,000	202,500
		2,000㎡以上 5,000㎡未満	579,000	289,500
		5,000㎡以上 10,000㎡未満	713,000	356,500
		10,000㎡以上 25,000㎡未満	843,000	421,500
		25,000㎡以上	961,000	480,500
複合建築物	住宅部分(備考ウ 参照)と非住宅建築物の手数料の合算			

〈備考〉

- ア. 評価対象床面積とは、省エネ基準適合の審査に係る部分の床面積をいう。
- イ. 仕様基準（複合建築物）は、複合建築物の住宅部分（一戸建ての住宅又は共同住宅等）を仕様基準で計画する場合に適用する。
- ウ. 複合建築物の住宅部分の手数料は、住戸の数が1のものは一戸建ての住宅に係る手数料、住戸数が2以上のものは共同住宅等に係る手数料を適用する。
- エ. 計画変更等の手数料は、計画変更による省エネ適判通知書又は軽微変更該当証明書の交付に係る審査の場合に適用する。
- オ. 計画変更等の対象床面積は、計画変更に係る部分の床面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）について算定する。

●建築物確認申請等 省エネ審査加算手数料（仕様基準）

(北九州市手数料条例第2条別表第109の2号)

用途	評価対象床面積	手数料 (円)
一戸建ての住宅	0㎡	なし
	0㎡を超え 200㎡未満	7,000
	200㎡以上	8,000
共同住宅等	0㎡	なし
	0㎡を超え 300㎡未満	17,000
	300㎡以上 2,000㎡未満	29,000
	2,000㎡以上 5,000㎡未満	47,000
	5,000㎡以上	64,000

〈備考〉

- ア. 省エネ審査加算手数料は、建築物の確認申請・計画通知の審査手数料に加算する。
- イ. 評価対象床面積とは、省エネ基準適合の審査に係る部分の床面積をいう。
- ウ. 省エネ審査の計画変更の手数料は、建築物の計画変更があった部分のうち、省エネ基準適合に係る変更があった部分の床面積の1/2（床面積が増加する部分は当該増加した床面積）を評価対象床面積として算定する。

●省エネ基準適合を確認する完了検査手数料

(北九州市手数料条例第2条別表第112の2号)

用途	検査対象床面積	手数料(円)
一戸建ての住宅	0㎡	なし
	0㎡を超え 200㎡未満	1,000
	200㎡以上	2,000
共同住宅等	0㎡	なし
	0㎡を超え 300㎡未満	3,000
	300㎡以上 2,000㎡未満	6,000
	2,000㎡以上 5,000㎡未満	10,000
	5,000㎡以上	15,000
非住宅建築物	0㎡	なし
	0㎡を超え 300㎡未満	4,000
	300㎡以上 1,000㎡未満	6,000
	1,000㎡以上 2,000㎡未満	8,000
	2,000㎡以上 5,000㎡未満	12,000
	5,000㎡以上 10,000㎡未満	16,000
	10,000㎡以上 25,000㎡未満	20,000
	25,000㎡以上	23,000
複合建築物	住宅部分(備考ウ 参照)と非住宅建築物の手数料の合算	

〈備考〉

- ア. 省エネ基準適合を確認する完了検査手数料は、建築物に関する完了検査申請手数料を加算する。
- イ. 検査対象床面積とは、省エネ基準適合の検査に係る部分の床面積をいう。
- ウ. 複合建築物の住宅部分の手数料は、住戸の数が1のものは一戸建ての住宅に係る手数料、住戸数が2以上のものは共同住宅等に係る手数料を適用する。
- エ. 検査に関し、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書が提出された場合は、評価書の対象である部分の面積は、床面積の合計に算入しないものとする。